

第1回村上市子ども・子育て会議 会議録

会議名	第1回村上市子ども・子育て会議
日時	平成25年7月18日(木) 午後2時00分～午後4時37分
会場	村上市役所本庁5階第4会議室
出席者	委員：14人(石田委員、磯部委員、今井委員、遠藤委員、加藤委員、佐藤委員、相馬委員、高橋栄子委員、高橋陽子委員、富樫委員、仲委員、樋木委員、細野委員、本間委員)
	欠席委員：遠山委員
	事務局：斎藤福祉課長、林保健医療課長、木村荒川支所地域福祉課長、富樫神林支所地域福祉課長、横山朝日支所地域福祉課長、齋藤山北支所地域福祉課長、大滝福祉課課長補佐、渡邊福祉課子育て支援室係長、渡辺福祉課子育て支援室係長、菅原保健医療課課長補佐、小田学校教育課教育総務室副参事、木村生涯学習課課長補佐)

会議録

1 開会

斎藤課長：ただいまから第1回村上市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、皆様におかれましてはお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

本日は、第1回目の会議ですので、お手元の会議次第の日程の5「村上市子ども・子育て会議正副委員長を選出」までの間、斎藤が進行役を勤めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。また、このたびは当会議委員の選任にあたりまして、皆様方に委員をお願いいたしましたところ、公私ともにご多忙のところご快諾いただきましたことに深く感謝申し上げます。

2 市長あいさつ

市長：第1回目の村上市子ども・子育て会議の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から、子育て支援にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。また、村上市子ども・子育て会議の委員をお願いいたしましたところ快くお引き受けいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、全国的に少子高齢化が進む中、本市では、本年4月人口減少問題対策委員会を立ち上げ、子ども・子育てをはじめとあらゆる角度から、人口減少対策を推進するための具体的な事業計画の構築に向けた作業をおこなっているところであります。

国においては、昨年8月、「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て会議」が本年4月設置されました。同法では、地方版子ども・子育て会議を設置することが規定されているところであり、本市においても、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するための「村上市子ども・子育て会議」を発足させることとなったわけでございます。

子ども・子育て支援のための新制度は、10%に引き上げされる消費税を恒久財源として平成27年度を制度の本格実施としており、そのための具体的な計画となる村上市子ども・子育て支援事業計画を策定し、これを計画的に推進していくこととします。今年度は、その施行準備のためのニーズ調査を実施する計画であります。

この調査の結果を分析し、社会環境の変化、特に保護者の就労形態の変化に伴い保育ニーズの多様化に対し、より質の高い幼児教育・保育をはじめとした子育て支援を行うにはどうしたらいいか、本市の地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業計画を策定し、これを計画的に推進していくこととします。その前提として、委員の皆様から、計画に盛り込むべき就学前の子ども各種事業に対する市の基本的な考え方について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただき、ご意見を賜りたいと存じます。

最後になりますが、子どもにとって最善の利益が実現されるよう、新制度への円滑な施行に向けまして、委員の皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3 委嘱状の交付

(代表受領 代表者 佐藤芳男委員)

齋藤課長：委員の皆様方におかれましては大変恐縮に存じますが、お手元の委嘱状をご確認のうえ受領願います。

なお、委員の任期は、子ども・子育て条例が可決された日の翌日の6月27日が公布日となっておりますので、その日から2年間となりますのでご了承願います。

4 村上市子ども・子育て会議委員及び職員紹介

(資料No1 村上市子ども・子育て会議委員名簿の順に紹介)

齋藤課長：本日は、委員15人中14人の委員のご出席をいただいております。

村上市子ども・子育て会議条例第6条第2項におきまして、会議は委員の過半数の委員が出席しなければ会議を開催することができませんとありますが、以上のとおり本日は、定足数を満たしていることをご報告いたします。

(続いて、事務局紹介)

5 村上市子ども・子育て会議正副委員長の選出

齋藤課長：日程5の正・副委員長の選出についてでございますが、村上市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定に基づき、本会議には、委員長及び副委員長を置くこととしており、委員の互選により定めることとなっております。

委員の選出をお願いしたいと存じますが、互選の方法につきまして、いかが取り計らったらよろしいか伺います。

(事務局一任の声あり、事務局案を承認していただく。)

委員長 新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科准教授 仲 真人 氏

副委員長 ^{チーム} Team幸せの極意 代表 本間 まゆみ 氏

(正副委員長あいさつ)

仲委員長：ただいま委員長を承りました仲です。村上市には、元々は友達が住んでいる関係で訪れたのですが、来る度に愛着が深まりまして、海あり山あり歴史もあり、大変暮らしやすいまちです。しかし、村上に来る度に、「人が減って困るんだ。もっとなんとかかしたいんだ。」という声を耳にすることが多くなりました。本当にもうちょっと職場に近ければ、ここに住んで通勤したいと思っているほど素晴らしいまちなんですけれども、もっともっと良くしていきたい、このままではいけないという気持ちを私も来る度に共有しております。

今回、この子ども・子育て会議の委員長に選ばれまして、新潟在住ではございますが、一生懸命取り組みたいと思います。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

本間副委員長：副委員長を仰せつかりました本間まゆみです。大役を引き受けてしまいいいのかなと思っておりますが、よろしくお願ひします。

自分の子どもが村上っていいよねって、外で胸を張って話せるようなそんな村上市になったらいいなと思います。結婚をして子どもを育てるときには家に帰りたいと言ってもらえるようなそんな村上市になったらいいなと思います。よろしくお願ひします。

(市長退席)

(会議運営について)

斎藤課長：ここで、会議次第の日程にはございませんが、子ども・子育て会議運営に関して委員の皆様にお諮りさせていただきたいと思いますが委員長よろしいでしょうか。

委員長：はい、それではご説明をお願いします。

斎藤課長：議事録の公開についてでございますが、会議の議事録及び資料は、後日市のホームページで公表させていただくことをご承願います。ただし、公平・中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるとき、その他正当な理由があると認められるときは、議事録及び配付資料の全部又は一部を非公開とさせていただきたいと考えておりますのでご承願います。

委員長：それでは、事務局のご説明のとおり会議の議事録及び資料は、市のホームページで公表するという事によろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：それでは、そのようをお願いします。

斎藤課長：ありがとうございました。

日程6 報告に入りますが、ここからは委員長の進行により会議を進めていただきたいと思いますので、仲委員長よろしく願いいたします。

6 報告

(1) 「子ども・子育て支援新制度について」事務局から説明

斎藤課長：それでは、(1)の「子ども・子育て支援新制度について」の説明させていただきます。

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に可決・成立した「子ども子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための新制度で、市長からもあいさつがありましたように、消費税を恒久財源として、消費税が10%に引き上がります平成27年度に本格施行する予定であります。

資料No.3 子ども・子育て関連3法についてをご覧いただきたいと思います。1ページから28ページまでございますが、時間も限られておりますので詳細の説明はお許しいただきたいと思いますが、主なポイントを説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

資料の3ページをお開きください。

子ども・子育て関連3法の趣旨についてですが、この法律は平成24年8月に自公民3党合意を踏まえて成立したものであり、現政権下におきましても、この制度をしっかりと円滑に施行されることを前提に国において進めているものでございます。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていくものですが、主なポイントといたしまして3点記載されています。

1点目の認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付ということで「施設型給付」と小規模保育等への給付ということで「地域型保育給付」を創設するものです。

施設型給付においては、15ページをお開きください。現行制度でもおわかりのとおり幼稚園、認定こども園、保育所とで、今までまちまちの体系の中で行われてきたものの給付を一本化するものです。

その給付をどういうものにするのかを、国の子ども・子育て会議で整理していくというものです。

また、地域型保育給付については、20ページをお開きください。

基本的な制度設計ということで書かれておりますが、そもそもその仕組み自体がなかったものでございますので、その仕組み自体の基準からはじめ、その給付の内容まで含めて設計していくことになっていきます。

2点目の認定こども園制度の改善でございます。幼保連携型認定こども園という言葉としては、

従来の制度と同じであります。8ページをお開きください。認定こども園法の改正について現行制度、改正後を示したもので、今般、一本の認可でもって、新たな仕組みとして「幼保連携型 認定こども園」という仕組みをつくり、認可の基準などについて改めて設計をしていくというものです。

3点目の地域の実情に応じた子ども・子育て支援ですが、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所、子育て支援センターなどといったものの充実です。

放課後児童クラブにつきましては、これまで基準というものがなかったわけですが、基準を条例化するということが定められており、こういった設計が必要になってくるということになります。

4ページをご欄ください。

基礎自治体（市町村）が実施主体ということですが、市町村は地域のニーズに基づいて、子育て支援の事業計画を作ることが一番大事な部分となっています。

市町村が計画を作っていく元となる基本指針を国から示されることとなります。時期は、夏頃の予定ということでそろそろ示される予定となっております。

次に、社会全体による費用負担ということですが、この制度は「社会保障と税の一体改革」によりまして、消費税財源を子育て支援の分野にしっかり充てていくことで、0.7兆円程度の確保は既に決まっております。更にこの制度をしっかりと質・量、両面にわたる拡充を図るという制度の大きな政策目的の実現のためには、1兆円程度の財源が必要であると国会審議等を通じて確認されております。

次に子ども・子育て会議の設置とありますが、27ページをお開きください。国の子ども・子育て会議について、その位置付け、委員構成、役割等について記載されております。

役割としましては、子ども・子育て支援法により基本指針の調査審議、認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園に係る基準の調査審議など点線で囲まれているものが主な国の子ども・子育て会議の役割となっております。

市町村は、地域のニーズに基づき子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないとされておりますが、これが一番大事な部分になっていく訳で、市町村が事業計画をつくる基となる基本指針というものを国が示すこととなります。

また、新たな幼保連携型認定こども園、そして、このたび創設される小規模保育などの地域型保育給付の基準をつくること。

更には、一本化された「施設型給付」あるいは「地域型保育給付」という給付の算定基準を定めるということが国の子ども・子育て会議の大きな役割ということになります。

今後、国の動向を参考にしながら、市町村において具体的に子ども・子育て支援事業計画を策定

していくこととなります。資料の説明は以上でございます。

委員長：ありがとうございました。内容がたくさんある中でご説明いただきましたが、ただいまの事務局の説明について、皆様からご意見や補足説明をしていただきたいということがございましたらお願いします。

委員長：委員長の私から一つ、補足説明をお願いしたいと思いますが、今、国の事業としての子ども・子育て会議についてご説明をいただきましたが、改めて市町村レベルの子ども・子育て会議の位置付け、役割についてご説明をお願いします。

斎藤課長：市町村の子ども・子育て会議の役割といたしましては、基本的には国に基づいた役割というものが言うまでもありませんが、幼児期の教育・保育施設、これは認定こども園、幼稚園、保育園の部分、それから地域型保育事業のこれから利用される定員を決めなければならないということ、それから市町村で子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないという部分、それからこの策定にあたって、変更にあたって子ども・子育て会議の意見を聴いて進めていかなければならないということで、子ども・子育て支援法に規定されておりますので、これを踏まえながら、この会議の中でご審議していただきたいと思います。

それから、子ども・子育て支援施策の総合的な計画推進に関して、必要な事項を策定していかなければならないということですが、策定したからこれで終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況あるいは調査審議をしていくと、これを継続的に点検あるいは評価、見直しを図っていくということがこの会議の大きな役割となります。

委員長：国にも「子ども・子育て会議」というものがございまして、同じ名称の会議が市町村にもできるということでちょっと分かりにくいんですけども、我々の会議は、村上市の今後の子育て支援事業に向けていろいろと市民の声を集めていくという役割を負っているわけです。ありがとうございました。

皆様から他にご意見や、補足説明をしていただきたいということがございませんでしょうか。

他に無いようでしたら次に報告の二番目「村上市の子育て支援事業の現状について」、事務局から説明をお願いします。

山北齋藤課長：資料 No 4-1 についてご説明いたします。支援事業の現状という前に、村上市の人口や子どもの数等について私から説明をいたします。

1 ページは、10 年前からの村上市の人口の推移です。平成 15 年、まだ合併前ですが、5 市町村を合計すると 7 万 4 千人弱となっております。それが 10 年経過した今年の 4 月 1 日には 6 万 6 千人となり、7,816 人が減少しました。毎年 750 人から 800 人ずつ減少している状況です。

2 ページは、人口ピラミッドですが、上の図が現在の形であり、左の薄い色が男性、右の黒色が女性を表しています。男女とも 60 から 64 歳が最も多くそれより上は女性の方が数は多くなっています。下のグラフが 10 年後の平成 35 年の姿を、コーホート変化率法を使ってシミュレーションし

たものです。10年経っても今の団塊の世代の人が70から74歳になり、どんどん逆三角形の形になっていくことを示しています。人口の減少数が出生数を上回る現象となり、あわせて地域と高齢者を支えてくれる生産人口がどんどん少なくなってくるということになります。これをなんとか長方形にしていきたい、どうしたらこの逆三角形を長方形にしていけるかを皆さんで考えていただきたいと思います。

3ページは、村上市の出生数の推移を示したものです。いろいろなデータがございまして、ここに掲載したデータは、毎年10月1日現在、10月から次の年の9月までの人口動態を国に報告している「新潟県人口移動調査」のデータです。このデータですと合併前からのものがきっちり出ておりますので、このデータで比較したものです。この数字で見ると残念ながら右肩下がりとなっております。地区毎のデータもございしますが、概ねどの地区についても右肩下がりとなっております。減少率は山北地区が最も大きく、荒川地区が最も鈍くなっています。

4ページは、将来の予測数値を示したものです。過去4年間の数値に基づいて向こう10年間の年代別人口がどう変化するかを予測したものです。また、年齢別でパーセンテージで表示したものです。一番上の高齢者の割合が毎年増えていき、真ん中の生産年齢人口といわれる15歳から64歳までの人口が少しずつ減っていく。一番下が産まれてから中学生までの人口ですが、これが年々減少しているというものです。

5ページは、0歳から5歳までの就学前児童数の推移です。これは過去5年間の実績を踏まえて、今後どうなっていくかを推計したものです。平成21年から今年4月まで減少傾向にありますので、これを加味した推計をするとどうしても減ってしまう形になります。村上市全域での0から5歳までは現在2,400人ほどとなっております。

6ページは、市内の保育園の数を示したものです。平成23年までは全て公立の保育園でしたが、昨年からは村上いずみ幼稚園に認定こども園として私立の村上こひつじ保育園を開設しましたので、現在認可保育園は21園となっております。ここでは、定員と入園児数を示しております。この数字はあくまでも4月1日現在のものです。

7ページは、市内には公立保育園が20園ありますが、どのくらいの年数が経過しているのかを記載したものです。荒川地区の⑨⑩⑪の経過年数を見ると、42年、41年、38年ということで、市内の保育園の中では、断トツで経過年数が古い施設です。このため、現在建築中のあらかわ保育園として統廃合されるわけです。村上地区にも30年を超えている施設がありますので、この次は村上地区だろうということが想像つくものと思います。

8、9ページを飛ばして10ページですが、地区別園児数の推移です。一番上が村上地区、一番下が山北地区となります。これを見ると、どの地区においても右肩下がりになっています。

11ページは、年齢別園児数の推移です。一番上の折線が全園児数ですが、これを見ると完全に右肩下がりとなっていることが分かります。一番下の折線が3歳未満児ですが、これだけが右肩上

がりとなっています。核家族化が進み、共働きが多くなったことの現れではないかと思われま
す。このあたりを子育て会議でどのように取り上げていくべきかを議論していただく必要があ
ると思っております。

8 ページは、保育園入園児推計表です。これは年齢別の入園予想値です。若干右肩下がり
になると予想されます。ただし、20 の公立保育園の数値のみとなりますので、保育園に入
園していない児童、例えば幼稚園児や認定こども園をどうするという事になってくれば、違
ってくるのかなと思います。平成 25 年で全体の入園児数が 1,359 人となっております
が、5 ページの 0 歳から 5 歳児までの就学前児童数は 2,420 人ですので、この差概ね 1,000
人の中には、村上幼稚園、村上いずみ幼稚園、各事業所内の託児所、ゆりかご保育園、託
児所マイマイなどへの入所者も含まれております。

9 ページは、地区別園児数の推移です。

12 ページ以降は、別の担当から説明いたします。

委員長：今、村上市の現状を説明していただきましたが、わが国は少子高齢化社会といわ
れていますが、まさしく村上市では、高齢化とともに少子化が進行しているという方向で、
その中でも、低年齢の子どもについては、必ずしも右肩下がりではなく、支援の必要性が
感じられるということを報告していただきました。私は、新潟市の新潟青陵大学短期大学部
で子育ての職員である保育士と幼稚園教諭の養成に携わっていますが、毎年とても寂しく
思いますことは、大変優秀な学生が村上からやってまいります。ここ数年間で学生たちが
村上で就職して子育ての仕事に就くということを選んだ方がたった一人で、ほかの十数
人の学生はみな、村上から出て新潟市や東京へ出ていってしまうんです。高齢化が進む
という中で、若い人たちにとっても居場所があるまちでなければ、今後の推計値もまだ
悪化するかもしれないでしょうし、しかし、努力次第によっては、少子化が進んでる地
域においても、子育て支援の良いまちでも人口が増えるということもありますので、私た
ちも、いろいろと智慧を出していきたいと思っております。

本日は、この後、別の会議が入っております。申し訳ございませんがここで退出させて
いただきますのでよろしく申し上げます。

(委員長退席。以降、本間副委員長に議長交代)

副委員長：それでは、続いて事務局から説明をお願いします。

渡邊係長：12 ページ以降の資料は、これから審議をしていただくに当たって、全体像が
把握できるように、大まかではございますがまとめたものです。

延長保育事業は、11 時間の開所時間を超えた部分を延長保育事業と言います。村上の
公立保育園は朝 7 時半から夕方 6 時半まで丁度 11 時間の保育時間でありまして、これ
を超えないと延長保育事業とは呼ばれない訳ですが、私立の認定こども園である村上こ
ひつじ保育園では、朝 7 時から夜 7 時までの 12 時間開所して延長保育事業を行って
おります。

12 ページの下に、公立保育園の平成 25 年 4 月 1 日現在の長時間保育利用児童数をまとめております。上海府保育園については朝 8 時以降に利用しております。夕方については、荒川地区で利用が少ないようですけれども、どこの地区でも利用しているお子さんがいらっしゃいます。また、年々利用数が増えております。やはり核家族化ですとか就労の多様化で希望が増えております。求職中であつたお母さんの就職が決まったり、或いは就労の時間が長くなった等の理由で随時申請が出て参りますので、現在は 4 月 1 日と比べ利用児童が相当数増えております。

次に 13 ページに移ります。3 番の認可外保育施設ですが、認可外保育施設というのは児童福祉施設の保育所に該当しない保育施設です。入所児童数が 5 人以上になりますと、設置に際し県に届出が必要になります。県の方からは毎年、この保育施設に入って運営の実態ですとか状況ですとかを見るために監査に入ることになります。無認可保育所と呼ばれたりもしています。村上市には記載のとおり、ゆりかご保育園、託児所マイマイ、どちらも村上地区ですが 2 箇所あります。開所時間は朝 7 時半から夜は 7 時半或いは 6 時半としておりますが、利用者の事情により融通を利かせてくれていますので、そこが利用者にとっては有難い事なのかなと思っております。表はあくまで 4 月 1 日の利用を表したもので、毎日、毎月利用者数は変動しているようです。ここでは公立保育園で出来ないこと、隙間を埋めていただいているなど思っております。

その下の 4 番、事業所内託児所ですが、本日委員としてご参加くださっている富樫委員の所属でもあります老人保健施設「杏園」内の託児所のように、事業所で働く従業員が安心して働けるために、事業所内に託児所を設けるものであります。事業所ごとに利用の対象ですとか料金等は違うようですが、村上市には 3 つ施設がございます。

次に 14 ページに移らせていただきます。「3 幼稚園」ですが、村上市には、本日園長先生にお越しいただいておりますが、村上幼稚園・いずみ幼稚園・あらかわ幼稚園の 3 園があります。あらかわ幼稚園につきましては、本年度は休園中ということでございます。記載してあります児童数ですが、学校教育課から就園奨励費の申請書を送付した数ということで記載しております。村上幼稚園については定員が 390 名でございます。少子化の影響もあって児童数が減少しております。それからいずみ幼稚園については現在の定員が 75 名となっております。以前は 105 名程度の定員としておりましたが、今は変更して 75 名ということになっております。いずみ幼稚園についても児童数が減少傾向にあります。下に記載のように、幼稚園に預かり保育というのがありますが、保育園で言うと延長保育のようなものであると思っておりますが、通常の保育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間、夏休みとか冬休みに幼稚園が行う教育活動でありまして、就労しているお母さん達を支援するためお子さんを預かるということです。村上幼稚園では本年度 10 名位の利用者がありますし、昨年度の夏休みには 19 名程度の利用者があつたということです。いずみ幼稚園については、今年は 15 名程度預かり保育を利用しておりますし、昨年度の夏休みには 20 名程度の利用があつたということです。

続きまして、「4 認定こども園」です。ここには改正前の認定こども園の機能をお示しておりますが、認定こども園は2つの機能を備える施設を認定こども園として都道府県が認定するものです。機能としては、就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能の2つを行うのが認定こども園です。類型としては、認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うのが幼保連携型です。それから幼稚園型は、認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えていますし、保育所型は、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなどの機能を備えるタイプもありますし、その他地方裁量型というタイプもあります。村上市では、先程も少し話が出てきましたが、学校法人恵泉学園が平成24年4月1日に幼保連携型の認定こども園を開園いたしました。0～2歳の定員が21名であります。平成24年度の4月1日現在の状態では併せて15名のお子さんが入園しておりました。今年は、4月1日現在20名の入園があり、6月には0歳児が6名となり定員の21名を満たしております。いずみ幼稚園の人数は平成24年が57名。平成25年4月1日現在は53名となっております。

つづきまして「5 放課後児童クラブ（学童保育所）」についてご説明いたします。入所児童数の推移を表に表わしております。昨年度4月1日の状況です。これを見ていただきますと、先程来申しました通り、児童数は減少しておりますが、二之町の学童を除いて、横ばい或いは上昇傾向を示しております。これはやはり核家族化が進んで両親ともに就労して、支援を必要とする家庭が増加傾向にあるということかと捉えております。

16ページに移ります。「6 地域子育て支援拠点事業」子育て支援センターのことです。地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行い、地域の子育て支援力の向上を図っているところです。情報提供も行いますし、広場に来ることによってお母さん同士の繋がりもできまして、ママ友ですとか、広場以外でも交流が進んでいるように聞いております。それから、上海府保育園の中で子育て支援センターをしていたんですけども、平成24年からは休止中でございます。

次に17ページに移ります。「7 一時預かり事業」これは、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業であります。下のグラフを見てお分かりいただけますように、利用児童数も増えております。お母さんたちの利用の仕方もとても上手になったように感じます。本当に自分が必要な時間、料金も4時間未満と4時間を超える場合とで違う訳ですが、例えば同じ4時間でも8時から12時だけではなく、10時から午後2時までとか、自分の必要な時にお子さんを預けてリフレッシュをしたり、ちょっとした就労の方に時間を費やしたりですとかと利用していただいております。

18ページ「8 ファミリー・サポート・センター事業」です。追加資料としてお手元にお届けいたしましたが見ていただければどのような事業かがお分かりになるかとは思いますが、子育て

家庭を支援するために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、お互いに助け合う制度であります。平成 25 年から始まって 7 月 8 日現在では、ここにお示ししているような数字ではございますが、まだ出来たてほやほやのサポートセンターではありますが、皆さんもよかったら是非会員登録をお願いいたしたいと思えますし、自分はちょっとという方でも、こういう制度ができたんだよとお知らせいただければありがたく存じます。

「9 病児・病後児保育事業」です。これは、保護者が就労しており、子どもが病気になった場合自宅での保育が困難な時に預かる事業です。3 つ類型があります。1 つは病児対応型、これは病気の回復期に至っていないお子さんの場合です。2 番が病後児対応型、これは病気の回復期であり、集団保育が困難なお子さんを預かる事業です。3 番が体調不良児対応型、これは保育中に具合が悪くなったときに、保護者が迎えに来るまで預かるということで、これを行うには看護師 2 名を配置して預かるという事業なので、保護者の方も安心して預けられるのかなと思っております。残念なことに今現在、村上市ではこの病児・病後児保育事業を実施しておりません。しかし、記載のとおり、平成 26 年 4 月 1 日開園予定のあらかわ保育園については 3 番の体調不良児対応型の事業を実施する予定です。

「10 乳児家庭全戸訪問事業」村上市では「こんにちは赤ちゃん事業」という名前で、聞いたことがあるかとは思いますが、生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。実施率はそこに示してある通りです。

それから「11 妊婦健診」です。これは、子ども子育てのところでは、妊婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減するため必要な回数、14 回程度のことなのですが、妊婦検診を受けられるよう公費助成に関する財源の見直しを行うというようなことで挙げられております。村上市も必要回数 14 回を実施しているところです。

つづきまして 20 ページに移ります。「12 養育支援訪問事業その他要支援、要保護児童等の支援に資する事業」です。1 番「養育支援訪問事業」ということで、村上市ではこういう名前ではないですけど、これと同等の事業を行っております。養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、保護者の育児ですとか家事等の養育能力を向上させるための支援を行っております。記載のとおり、母子関係訪問延べ件数ですとか割合等を示しております。それから 2 番「要保護対策協議会」ということで、これは、何らかの支援が必要な児童や家庭的に心配な児童である要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るために設置しているところです。そこに受付件数ですとか、現在管理している、把握している要保護児童の内訳が記載されています。一番多いのが虐待です。平成 24 年度で 52 人となっています。次に 21 ページに移らせていただきます。3 番「家庭児童相談室」。福祉課にありますが、家庭における児童の問題を中心として、それに伴う家庭環境等の相談ですとか、指導を行って児童の健全育成を図っております。家庭児童相談員 2 名が対応しています。相談件数はそこに示されている通りで、相談種別の養護の所の児童虐待が 51 件です。その中身としては身体

的虐待、精神的虐待、ネグレクト、性的虐待が挙がっております。虐待として通告された場合は、新発田児童相談所と連携して対応することとなっております。それから4番「療育(教育)相談事業」。村上では「ことばとこころの相談室」ということで、村上小学校の中にあります。事業内容としては、療育(教育)相談事業、巡回相談事業、障害児教育啓発事業等を行っております。21 ページに過去の相談人数、22 ページには巡回相談人数等が記載されておりますが、年々増加傾向にあります。その要因としては、相談室が地域のセンター的な役割を担って、それが定着したということも1つ挙げられていますし、また、相談をしたいというような保護者の数も増えています。実際にはお子さんも気になる子でありまして、今後の経過の観察とか、指導をしていかなければならないお子さんが増えているということです。その為に今、受け入れの相談の枠も限られておりますので、どういうふうにして指導の回数を増やしていこうかというところも課題の一つとなっております。

つづきまして、追加資料として配布しました「放課後子ども教室」について担当からご説明申し上げます。

木村補佐：平成25年度放課後子ども教室についてご説明します。

産まれてからの教育に関することは生涯学習課が担当することになります。ブックスタートということで10カ月健診のときに、絵本を皆さんにお配りして、家庭で絵本の読み聞かせをしていただいて、親子とのふれあいをさせていただきたいという部分と、子どもの感受性を高めるということで、この事業を行っております。各地区公民館では、親子のふれあい教室ということで、やってきておりますが、福祉課のほうで子育て支援センターが大分充実してきましたので、親子のふれあい教室については、地区公民館での実施は減少傾向にあります。

小学校になりますと、親子の体験、又は野外体験ということで、事業を行っております。その一つに本日お配りしました放課後子ども教室があります。これは、学校、地域、家庭が一体となって事業に取り組んでいるということで、学校を会場にしたりしますが、ボランティアの方又は地域の方に協力をいただいでこの事業を展開しています。

現在、村上小学校、村上南小学校、瀬波小学校、保内小学校、金屋小学校の5校で実施しています。今、各地域に広げようと思っておりますが、交通機関の問題があつて、スクールバスの関係ですね、そういったことがあつて、拡大には時間がかかっているという状況でございます。

内容については、スポーツレクリエーションや絵本の読み聞かせ、ものづくり、夏休みは学習ということで、週1回程度、こういった活動を行っております。レクリエーションとか読み聞かせ、ものづくりなどをボランティアの方に協力をいただいで行っています。

資料には、参考に平成24年度の実績ということで報告をさせていただきました。

副委員長：ありがとうございました。私も健診のお手伝いや学童保育所、子育て支援センターのお手伝いをさせていただいておりますが、健診の時には子どもの数がどんどん減っているのが寂しい限りです。その反面、報告にもありますように学童保育や未満児保育の利用者が増えており大変だな

と思っております。

ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

加藤委員：一番最後の放課後子ども教室を拡大できない理由に、スクールバスの移動の関係で、ということですが、もう少し詳しく説明してください。

木村補佐：スクールバスが時間的に決まっているという部分で、その辺の協力をいただけるかということが一点ございます。スクールバスのほかに、その地域にそういったボランティアが協力していただける態勢が整っているのか、そういった部分も必要となります。今、各地区の公民館に声をかけてやっています。ただ、事業展開が、これは県の事業でやっておりますので、その辺については今後財政的な部分もございますけども、環境が整っているかどうかをまだやっていないところについては参考にして行くというところです。

加藤委員：公民館とおっしゃいましたが、実際、各中学校区、今、小学校の中にも支援ボランティアのコーディネーターがいるんです。地域の人たちの協力体制ができています。ですから公民館に振るというところがそもそもピントがずれているような気がします。その辺をもうちょっと学校の支援ボランティアの体制が大分整って来ましたので、そちらのほうにも振っていただけませんか。

木村補佐：はい、分かりました。それでは地域のほうに説明なり確認をさせていただきます。

副委員長：ありがとうございます。今の件についてですけれども、各学校で学校支援ボランティアというものがいろんな活動をしておりまして、これは学校支援本部事業になりますので、学校からのニーズがあるかということが一つあるんですけれども、地域からのニーズを拾っていただけたらと私も思っておりますのでご検討願いたいと思います。それから、まちづくり協議会が立ちあがっております。こちらのほうも地域の力になるかと思っておりますので併せてご検討いただければと思います。ほかにございませんでしょうか。ないようでしたら次の説明をお願いします。

渡辺係長：続いて資料 No 4－2 の村上市次世代育成支援行動計画についてですが、現時点での村上市の施策として、どういったことを考え、子ども・子育て会議に繋がっていく段階にあるのかどうかという点を報告させていただきます。

村上市次世代育成支援行動計画は、今の子ども・子育て3法に代わる前身の「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定され、そこから10年間についての行動計画を策定することが市町村に義務付けられました。これから5年間の子ども・子育て支援事業計画を策定していこうとする前の計画と言えるものです。全て包括しているものではありませんし、概ね7割、8割くらいでしょうか、同じようなものであると捉えていただいてもいいと思いますが、これについて説明いたします。

1番の計画策定の趣旨とありますが、前期計画5か年、後期計画5か年の10年間の計画を策定するというので次世代育成支援対策推進法によって計画を定めております。村上市は平成20年

度に市町村合併を行っておりますので、制度がスタートした平成 17 年度においては、村上市から山北町までの旧市町村単位で次世代育成支援行動計画を策定してスタートしております。その後平成 20 年度に市町村合併を行いました、大きな節目である前期計画の道半ばということもあり、それを急激な方向転換なり、時間の許す範囲で統一するという期間がありませんでしたので、調整をしながら合併をした 2 年後の平成 22 年度、残りの後期計画のところ、市町村合併の調整を吸収し、現段階の平成 25 年度、来年 26 年度においては最終年度ということで終了する目前の計画となっております。平成 26 年度を最終年度として、子ども・子育て会議に包括的に引き継がれていくということで、国の方からも指針が示されております。

2 番の村上市次世代育成支援行動計画策定委員会ですが、次世代育成支援行動計画策定委員会というものと、次世代育成支援行動計画策定検討委員会というものが 2 つありまして、最初に (1) として次世代育成支援行動計画策定検討委員会については、平成 20 年度に市内部職員の関係課実務者級による行動計画策定ということで、いわばワーキンググループ、作業部会で、たたき台を作るなり提案をしていくという検討の委員会を職員で立ち上げたものです。この検討委員会は平成 20 年 9 月に第 1 回目ということで、どんな子育てに関するニーズがあるのかという調査を皮切りに、項目の検討、今後の支援の行動計画の原案なるものを内部職員によって作りあげていったというものが検討委員会の役割でした。

(2) 次世代育成支援に関するニーズ調査の実施の内容について概要を記載しています。調査の実施日は平成 20 年 12 月、就学前児童と小学校児童に分けて調査を実施しております。

(3) 村上市次世代育成支援行動計画策定委員会ということで、これが現段階での子ども・子育て会議にあたるような役割となります。たたき台を参考にしながら、村上市の実情を考えた場合にニーズ調査を含めて、どのような支援対策の行動計画を立てていったらいいかということで、外部の方にもお願いして委員会を作り検討をいただきました。そして、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年の村上市次世代育成支援行動計画後期計画を策定したわけです。市報でも年に一度、どんなことをやったりどんな実績があるのかなどの内容を公表しています。来月 8 月に掲載する予定で、現在、その詳細を取りまとめ中ですので、その概要をご覧いただければと思います。

3 ページ以降は、前回実施したニーズ調査で出された回答をまとめたものです。

12 ページからは、来年度最終年度を迎える行動計画はどのようなものであったのか、そして今どのようなになっているのかということについて記されています。

(1) 行動計画の基本理念としては、「子育てを みんなで支えるまちづくり」としました。この計画の上位計画となる第 1 次村上市総合計画の重点的に推進する施策である「健やか・子育て推進プロジェクト」に基づいた基本理念となります。

(2) 基本目標に基づく施策の体系ですが、「子育てを みんなで支えるまちづくり」の基本理念

を実現するために7つの基本目標を掲げ、それぞれに実際の施策の方向性としてどのような事業やサービスを実施していくかということをも更に掘り下げて実行していくという行動計画となっています。

13 ページ以降は、具体的な行動計画の内容について抜粋して示しています。

それぞれの施策について今後の施策の方向とより具体的な行動の数値目標を、数値に例えられないものについては施策の内容について議論をしていただき行動計画が策定されております。

副委員長：ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

私から一つよろしいでしょうか。先ほど、現状についての説明と次世代育成支援行動計画についての説明の両方を見ましても、アンケート結果を見ると、「気軽に相談できる場所が欲しい」という意見も多く、実際に相談件数も増えているという報告がありましたが、次世代育成支援行動計画のところに抜粋なので仕方がないのかもしれませんが、児童館業務のところに「子育て相談の実施」がありますが、12 ページの行動計画の概要のところに「相談」という文言が一つもないんですね。一つ一つ拾って読んで見ていけば、全てのところにおいて相談が必要なことではあるかと思うんですが、これを見たときに相談はどうすればいいのというような形にもなりかねないかなと思ったので、このあたりはどうお考えですか。

斎藤課長：今の副委員長からのご指摘ですが、相談という言葉自体は確かに行動計画の中にはございませんが、相談業務という形では、子育て支援センター、保育園、児童館等でそのような窓口を開設させていただきながら、子育てに悩む方々に対しては、これら施設で相談を受けております。しかし、結果的に計画に活字として掲載されていないということはそのとおりであります。今後、ニーズ調査を実施していくわけですが、そのご意見を踏まえながら今後どうしていくかという組み立てをこの場で皆さんとご議論させていただければと思います。

副委員長：ありがとうございます。市役所の職員の方は、本当に相談をたくさん抱えていらっしゃるというのがとても良く分かりますので、地域で子どもを見守るという観点で考えたときに、どこでも誰かに相談できるような村上市になっていただければと思いますので、是非よろしく願います。

(休 憩)

7 議 事

副委員長：会議を再開します。日程7議事に移ります。

(1) ニーズ調査の実施について、事務局から説明をお願いします。

渡辺係長：資料 No 5-4 から説明をいたします。村上市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査概要についてですが、具体的なニーズ調査の内容については次回以降に皆様にご審議い

ただのこととなりますので、その前段階でニーズ調査をどのように実施していくかという項目になっています。アンケート調査が主体となりますが、業者委託という方法で実施していきます。

前回の次世代育成についても内容については市で審議して、内容が決まりましたら、アンケートの配布の事務処理、集計処理を業者委託によって実施しています。

この中では、4番業務内容の(4)ニーズ調査の実施というところで、現時点での調査対象者については、就学前児童の保護者も小学校児童の保護者も全世帯を考えています。ここでいう①就学前児童の保護者2,300人(予定)というのは、保育園に入園していない方、幼稚園に入園している方など様々いらっしゃいますし、②の小学校児童の保護者についても兄弟姉妹がいる場合や、就学前児童と小学生の組合せ、就学前児童のみなどいろんな兄弟姉妹の組み合わせはありますが、それぞれ就学前児童と小学校児童がいる世帯には、2種類の調査票を送付することになります。就学前児童だけが3人いる世帯には1冊のみの配布となりますし、子どもの組合せによって配布方法が違ってくることになります。

この調査票の配布・回収については、①就学前児童で、保育園に通園している児童については、各保育園を通じて配布・回収を行います。それ以外は、原則郵送の予定です。②小学校児童については、学校を通しご協力をいただきまして回収率を上げるという意味も含めましてお願いしたいと思います。

回収率は、85%を見込んでいますが、これは、次世代育成の資料でも触れていますが、前回の実績は、資料No4-2のとおり、就学前児童は74.7%、小学校児童は89.1%となっておりますが、可能な限り85%を目指していきたいと思います。

実際のニーズ調査の中味については、資料No5-1の「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握についての説明ですが、時間の都合上、後ほどご覧いただきたいと思っています。実際の調査票のイメージは、資料No5-2が実際どのような調査を行うのか、調査項目が載っております。20ページにも渡りますので今回は中味には触れませんが、実際には、次回の子育て会議でご審議いただきますので、ご覧いただくということで、説明は省略させていただきたいと思っています。

資料No5-3は、内閣府からの通知ですが、幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について(通知)です。これは、1ページ目の後段にあります①幼稚園において実施する預かり保育を利用している子どもと②児童福祉法に基づき県に届出されている認可外保育施設を定期的に利用している子どもについての把握を行うことが、国の押さえない内容であるということもあり、今回、子ども・子育て会議のニーズ調査の実施にあたっては、この調査もこのタイミングで行うなり、独自で行うなり、市としては把握してくださいということで、参考に資料を配付したものです。これも含めて、実際どのようなニーズ調査を行うかということ、また、村上市独自の調査を行うかも含めて皆様に今後ご審議していただくということになります。

副委員長：ありがとうございました。ニーズ調査の内容については、次回細かく説明をするということですが、今の説明について何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

無いようでしたら、ニーズ調査の内容については、次回詳細に検討するということになるということですので、資料が次回会議の前に送られてくると思いますが、できれば事前にアンケート調査の内容についてご覧をいただき、次回の会議に臨みたいと思います。

副委員長：議事の2番に移ります。(2) 今後のスケジュール及び会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

大滝課長補佐：資料No.6-1の子ども・子育て支援新制度に関する推進方針についてでございますが、平成24年8月「子ども・子育て支援法」が可決成立し、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

この計画は、ニーズ調査を行い、把握したニーズを踏まえ、事業の見込み量、その提供体制及び確保策を明記することとなっております。計画策定の際、子ども・子育て会議を設置し、教育・保育の両分野の関係者と子育て当事者を幅広く参画していただき意見をいただく仕組みとしたものです。

子ども・子育て会議の役割は、ニーズ調査の意見が適切に把握されているか、ニーズを満たすだけの子育て支援事業が計画に盛り込まれているか、計画策定や変更における審議、計画の進捗及び実施状況の調査、計画の点検、評価、見直しなどとなっております。

計画への必須記載事項としては、①区域の設定 ②幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期 ③従事者確保及び教育・保育の資質向上のために講ずる措置、などを盛り込まなければならないとされております。

資料6-1の下段に書かれております、庁内推進体制とありますが、子ども・子育て会議条例には取って規定してはおりませんが、この子ども・子育て会議を進めていく上で、村上市が本年4月人口減少問題対策委員会を立ち上げ、人口減少に歯止めをかけるため、下部組織として「子育て支援部会」をはじめ4つの作業部会を設置したところです。

この下部組織のうちの「子育て支援部会」をこの村上市子ども・子育て会議の関係課職員からなるワーキングチームとして位置付け、これまでの次世代育成支援行動計画に盛り込まれた子育て支援に関する事業の状況把握や計画策定に反映させるために実施するニーズ調査項目の検討などを行い、その後、事業計画の素案のとりまとめ、教育・保育の見込み量とそれをどのように確保していくかという方策を検討していく作業を行う予定としております。

資料No.6-2は、村上市子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業計画策定のスケジュール案を示したものであります。このスケジュールは、資料No.6-3の国のスケジュールを参考に村上市の子ども・子育て会議及び計画策定スケジュール案となっております。

左の欄の国の動きについては、4月23日に第1回目の子育て会議がスタートし、7月5日までに第4回目の会議を重ねております。

これまで、国では事業計画策定の基本指針、保育の必要性の認定基準、公定価格、利用者負担のいわゆる制度設計の議論がなされております。

そして、平成27年4月 消費税10%の確保を前提とした新制度の本格稼働というスケジュールとなります。

これに対し、村上市においてのスケジュールですが、先の市議会6月定例会において、子ども・子育て会議条例が可決成立し、本日7月18日に第1回目の子育て会議を開催し、その後、国から示されたニーズ調査項目の検討を行い、先ほど資料No.5-2でお示ししましたとおり、現在のところ、国の子ども・子育て会議において、調査票のイメージ（たたき台）について議論をしているところでありまして、必要な修正を加え、近々市町村に示される予定となっております。これを事務局と市役所内組織のワーキングチームで内容を詰めて、9月に開催予定の第2回子育て会議において、委員の皆様へニーズ調査票の検討をしていただきまして、10月中に調査を行いたいと考えております。

また、加えまして、資料No.5-3の幼稚園における保護者の就労状況等に関する調査及び把握について、実施するよう国から通知があり、幼稚園教育の一層の充実と、預かり保育に対する支援の充実のため、就労状況、利用状況の把握に努めることも併せて行ってまいりたいと考えております。

そして、年内には、ニーズ調査の結果を取りまとめ分析を行い、第3回目の子育て会議に調査結果を報告し、教育・保育の見込み量及び確保方策の検討を行う予定です。

その後、26年3月ごろ見込み量について県への報告・調整を行います。

26年の夏ごろまでに子ども・子育て支援事業計画の検討を行い、計画の骨子案を持って、住民説明会を行い、意見をお聴きしながら事業計画案を作成していきます。

県への報告及び協議についてですが、都道府県により市町村に計画案の提出を求める時期がまちまちですが、内閣府から都道府県自体の計画のとりまとめを26年9月ごろに求められていることからしますと、このスケジュール表には記載しておりませんが、計画案を来年の夏頃に県に報告を行うこととなる見込みです。そして、県との協議を踏まえて計画案の最終調整を行い、委員の皆様のご意見をお聴きしながら、事業計画を確定していくこととなります。

これらを踏まえまして、右の欄の村上市の子ども・子育て会議のスケジュールについてですが、今後、平成27年から5年間の子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、今年度と来年度の2年に渡り、子ども・子育て会議を開催していくこととしております。

今年度は本日を第1回目として、年4回程度、9月、12月、2月に開催する予定でございます。

来年平成 26 年度の会議については、スケジュール表には会議の回数を 3 回ほど記載させていただいてはおりますが、現段階では回数をはじめ日程及び会議の内容についても未確定であり、今後、国の子ども・子育て会議の進捗状況に併せて必要に応じて会議を開催していきたいと考えているところでございます。

副委員長：ただ今の事務局の説明に対しまして、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

高橋栄委員：2 回目の会議の予定ですが、皆さんもそうだと思いますが、仕事を休んで出席しなければならないので、できれば 8 月中旬までにご報告いただければと思います。

大滝補佐：少なくとも 1 か月前までには日程を下ろして通知を差し上げたいと思います。今の段階での事務局案としましては、仲委員長の日程に合わせる必要がありますので、9 月は議会が開催されますので、9 月 27 日（金）を第 1 候補、9 月 26 日（木）を第 2 候補としております。正式に決まりましたら文書でお知らせしたいと思います。

副委員長：子ども・子育て支援事業計画でございますので、お母さんがこういうところに参加できるようにということになりますと、翌月の勤務希望を入れる時期となりますので、前の月のできれば 20 日前までに連絡いただくと大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

石田委員：この計画は平成 27 年度から実施されると思いますが、計画の期間が区切られているのか。また、今年度中に教育・保育の見込み量を県に報告するということですが、この見込み量というのは、具体的にどんな意味なのか。もう一つ、資料 No 4-2 で、今、次世代育成支援行動計画によって事業を実施していると思いますが、平成 24 年度中の実施状況について現在とりまとめ中というご説明でしたが、この計画も非常に良いものだと思いますので、この状況について取りまとめたものを是非次回でも結構ですので報告していただければと思います。

大滝補佐：1 点目のご質問の子ども・子育て支援事業計画の計画期間ですが、平成 27 年度から 5 年間の計画です。

2 点目は、見込み量ということですが、先ほど次世代育成支援行動計画の説明の中に、それらしき見込み量が記載されておりましたが、ニーズ調査によってどれだけの保育サービスを期待しているのか、それによってどういうサービスをどの程度提供できるのか、あるいはその規模やどの地域でそのサービス提供するのか、そういうことも含んでくると思います。保育園、学童保育所等の定員についてもこの見込み量に含まれてくるものと考えております。

ご質問の 3 点目、次世代育成支援行動計画の実施状況については、現在とりまとめのものを次回以降ご報告させていただきたいと思います。

佐藤委員：第 2 回の会議の進め方ですが、ニーズ調査の調査票の検討となると、1 ページずつ行うのか、これを全部まとめて意見を出してくださいというのか、このほかどんな質問を入れた方がいいのか、どういうふうになるのか分かりませんが、どういうふうに調査票を検討するのかという

ことを、時間が2時間ちょっとですから、その中で効率的にやっていく方法をなんとか考えられないのかなと思います。例えば、1ページから3ページまではAグループとかBグループとかCグループとか分けて意見が出やすいようにして、その意見を発表すると。そして、それに付け加えるものがあつたら全体で検討するとか。30分とかその範囲内でグループ別の検討をするとか。何か効率的にできないものかと。全体でやっていますと一人ひとり意見を言って一人1分話しても15分かかるわけですから。そんなことをやっているとな時間がどれだけあっても足りないなと思ったものですから。より良いものにしていくために検討していくという何らかの手段を考えていただけないかなと思います。私としては、できればグループ分けをしてそれらを発表し合うようなやり方をした方が効率的かなと思います。

斎藤課長：貴重なご意見ありがとうございました。今回、私どもの一方的な説明で終始しましたけれども、皆様方もご多忙の中でございますので、次回のやり方等につきましては、事務局の方でただ今のご意見を参考にさせていただきながら、どういう方法がより効率的に進められるかを検討して第2回の会議に反映させていただきたいと思います。

磯部委員：ニーズ調査の用紙はどれくらいの枚数になりますか。例えば、資料 No 5 - 3 の国から示されたアンケートのようなものがありますが、これとは全く別のものになるのですか。何枚くらいになるのか、それによって事前に配付されて検討する時間がどれくらいとれるのかどうか。

斎藤課長：今日、皆様方に資料として配付したものは、資料 No 5 - 2 と 5 - 3 がこのニーズ調査に該当するものですが、国の方でこの部分がまだ確定していないというのが事実です。予想される項目は資料 No 5 - 2 ・ 5 - 3 程度が想定されるかと思えます。この会議で、この項目にこういうことを追加した方がいいというご意見があれば、更にプラスになるのかなとは思っておりますけれども、基本的には資料 No 5 - 2 と 5 - 3 のイメージということでご理解をいただければと思います。

渡辺係長：補足ですが、概ね20ページということで業者にも概要を示しております。ちなみに、前回の次世代育成の時は13ページで設問は31問でした。今回の国のたたき台が30-1、30-2と枝番が付いていますが、約30問で20ページとなっておりますので、概ね20ページ前後で検討をしていただくことになろうかと思えます。

磯部委員：できるだけ文字を書くのは無くしていくほうが良いと思います。また、枝番ができるだけ増えないようにしていただきたい。

大滝補佐：今の調査項目の件ですが、基本的にはこの資料の調査票のイメージは、国がこれまで2回に渡る会議を経てこれまでに作りあげてきたものです。ということは市町村はこの調査票をベースにニーズ調査をしなければならないのだということをお含みおきいただいて、そこに村上市独自のものを入れ込むかどうか、その辺が議論いただくところかなと考えております。もちろん、文言表現とかこういう表現をもう少し分かりやすくするというご検討いただく必要がある

とは思いますが、そういうことでご了承願います。

副委員長：多分国から来るものの設問数を減らすということは不可能になるのではないかと思いますね。ただ、分かりやすい言葉にしたり、村上市独自のものを入れ込んだ方がいいんじゃないかというあたりの検討になるかと思いますが、ただ、委員としましては、この調査票の中の理解は必要になるかと思うので、よく読み込んで次回の会議に出席していただきたいと思います。

加藤委員：言葉が分からないところが結構あるんですが、多分若いお母さんお父さん方が今自分の子どもを預かってもらっている保育園が、(問 15-1、問 16 の) 1 番から 11 番のどれに該当するのかわからない方が多いのではないかと。専門の方なら分かるんでしょうが、保育施設、保育園、認定こども園だとか、自治体の認証・認定保育施設・・・分からないですよ。分からないものにどこを利用しているか、どこを利用したいかといっても答えられない。文言の説明を次回我々が見ても分かるようにしていただきたい。これを皆さんに示したときにその資料を見ながら読み砕けますかというものを付けてもらいたい。

大滝補佐：例えば、認証保育園などは東京都独自の基準を設けて設置している保育園であり、これらは、都市部も対象とした調査票となっておりますので、村上市に合致したものに作りあげていくということが必要になってきます。また、分かりにくい言葉については、注釈を付けるなり、分かりやすい表現に置き換えるなり、事務局及びワーキングチームで揉んだものを委員の皆様にお示ししたいと考えております。

副委員長：先ほど休憩時間に保護者の委員の方々と話をしておりましたので、是非よろしく願いいたします。

ほかに無いようでしたら、「今後のスケジュール及び会議の進め方について」は、事務局の説明のとおり進めることとしてよろしゅうございますか。

副委員長：それでは、これで議事を終了いたします。

8 その他

副委員長：日程 8 その他に移ります。事務局から「その他」について用意がありましたらご説明をお願いいたします。

斎藤課長：事務局からはございません。

副委員長：委員の皆様からはございませんか。

相馬委員：先ほどの説明のときに質問をすればよかったのですが、次世代育成支援行動計画策定委員会の最後の会議のときに、村上市にもファミリーサポートセンターを急いで作りましょうという意見を出しました。そしたら、今日は、こんな立派な広告ができていて、村上市はすごいなと私は感動しています。この広告はいつできていつ市報に載せたのか、それからどういうふうな運営を行っ

ているのかということの説明していただけないでしょうか。

渡辺係長：ありがとうございます。概要の説明ですが、要綱に基づき本年4月1日から設置しております。広報については、第1弾は全員の目に触れるものとして、5月号の市報に掲載しました。制度の概要としましては、ボランティアによる有償を基本としているものですから、まだ子育てに不十分な方が、時間があるから預かるという危険性もはらんでいるといういわゆるデメリットの部分もありますので、最低限度の、例えば子どもの扱い方の保育の研修であったり、救急法であったり、育児のサポートの知識であったり、病気になったときの一時的な対応の仕方などの講習を適宜行いながら、概ね7月から一人でも二人でも研修を経た方から、要望が合致した場合には紹介していこうということで、現在に至っております。先ほどの資料の中には、7月8日現在で12人の登録者でしたが、その後3人の方が追加されて、現在15人となっています。各自、子育て支援センターや学童保育所、皆さんがご覧いただいているチラシもそうですけれども、広報が不足していると思われるので、あちこちに出して、登録をしていただかないとなかなかできない事業なものですから、やらせていただいているところです。実際、登録数は少ないですが、先月1件実績がありまして、1週間ほどどうしても一時預かりや既存の制度、保育園の中で救済できない時間帯や土曜、日曜などの個人に合わせた都合でどうしても見ていただけないかというケースがありました。

胎内市は2年目で登録者数が100件になったということを知っております。本市としても一つの目安としてはそういうことなのですが、胎内市は1年目は30~50件ということでしたけれども、皆さんにもご協力をいただいて、受け皿を増やして行ければいいと思っております。

副委員長：ありがとうございました。是非皆さんも登録できる方、ご協力をお願いします。

ほかに特に無いようでございますので、これ以降の進行は事務局をお願いします。つたない進行でしたがご協力ありがとうございました。

9 次回の委員会日程

斎藤課長：副委員長には、途中からの議事進行ということで、大変お疲れさまでした。

日程9の次回の委員会の開催については、第1希望として9月27日（金）、第2希望として9月26日（木）ということで、仲委員長の都合に合わせて決まり次第、第2回目の検討委員会を開催させていただきたいと思っております。詳細につきましては、後日ご案内をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

⇒ 9月27日（金）午後2時00分から村上市役所本庁4階大会議室 で決定

10 閉会

斎藤課長：第1回目ということで、皆様から活発なご意見、貴重なご意見大変ありがとうございました。私どもの説明も一方的で分かりにくいところもあったと思いますが、また、2回目のときにご

質問があればお受けいたしますのでよろしくお願ひします。本当に今日は、長時間に渡りましてご審議いただきましたことを感謝申し上げまして、本日の第1回目の村上市子ども・子育て会議を終了させていただきます。今日は、大変お疲れさまでした。

午後4時37分 終了